

介護保険制度

4月からここが変わります

今回の介護保険制度改正は、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を保つために、一貫性・連続性のある総合的な介護予防を図ることを目的とした改正です。

主な改正内容

- ①介護予防を重視するシステムへ移行
- ②新たなサービス体系の確立
- ③サービスの質の確保と向上
- ④負担のあり方・制度運営の見直し
- ⑤施設給付(居住費・食費)の見直し
(平成17年10月から施行)

今回は、改正の一番の目玉とされている：

1介護予防を重視する

2新たなサービス体系の確立について概要を説明します。

あなたが新制度で受けられるサービスは?

第1号被保険者…65歳以上の人
第2号被保険者…40歳以上65歳未満の人で、老化が原因とされる病気(国が指定している16特定疾病)に該当する人

認定申請書を提出

認定調査・主治医意見書

介護認定審査会

要介護・要支援状態区分

非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
-----	-----	------	------	------	------	------

〔現行〕

①非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
------	------	------	------	------	------	------	------

〔平成18年4月〕

生活機能低下の早期発見・早期対応を行う。
要支援状態の改善や重度化の予防を行う。
要介護状態の改善や重度化の防止に努める。

地域支援事業 新予防給付 介護給付

地域包括支援センター

※詳細は別紙チラシ参照

一部委託
指定居宅介護支援事業者
(ケアマネジメント)

市・社会福祉協議会など
自立に該当する人

指定介護予防サービス事業者
要支援1及び2に該当する人
指定居宅サービス事業者
要介護1～5に該当する人

- ①介護認定審査会において、要支援1・2(図の要介護分)と判定された人は、新規支援状態区分内の点線部
- 予防給付が受けられます。
- ②介護認定審査会において、非該当と判定された人及び生活機能の低下が見られ、要介護状態となる恐れが高いと考えられる人は、地域

この改正の目的で挙げたように一貫性・連続性のある介護予防やサービスの体制を作り、自立を支援するための地域包括支援センターを保健セ

新たなサービス体系の確立

この改正の目的で挙げたように一貫性・連続性のある介護予防やサービスの体制を作り、自立を支援するための地域包括支援センターを保健セ

この改正の目的で挙げたように一貫性・連続性のある介護予防やサービスの体制を作り、自立を支援するための地域包括支援センターを保健セ

この改正の目的で挙げたように一貫性・連続性のある介護予防やサービスの体制を作り、自立を支援するための地域包括支援センターを保健セ

地域密着型サービス種類

- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 夜間対応型訪問介護

問い合わせは
介護保険課

☎ 090-2139まで